

山陽小野田市議会

議長 小野 泰 様

小野田中央青果仲買人組合

組合長 高橋 泰男

「高橋参考人の不穏当発言の議会対応についての陳情」および  
「陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関する陳情書」について

日々の議会運営へのご尽力に敬意を表します。

昨日の議会運営委員会についてですが、私の発言に対する陳情書が再度提出されたことに驚くとともに、このような陳情が二度も取り上げられたことに非常に残念な思いをもっています。

確かに先日の私の発言については後日取り消しの申し立てを実施しています。

しかし取り消しの理由はご遺族の方への配慮であり、決して嘘偽りを申したからではありません。

発言後はご遺族の方ともお話をしその発言自体には了承を得ていますし、医学的に100%の関連を明らかにする事は困難ですが、亡くなられた仲買人さんが最後まで市場の行く末を案じておられたことはご遺族も認めておられるところです。

このような陳情で私の提出した陳情書の趣旨や、605名の陳情への賛同署名をしていただいた方々の想いが無駄にならないよう願っています。

議長におかれましては以下の点を参考いただき、今後このような陳情については受け取りをされず、貴重な議会運営の時間を無駄にされることのないようお願ひいたします。

### 1. 陳情の取り上げ方について

一連の陳情には「このような事実があるのでしょうか」「あたかも」等とかかれており、事実関係の調査や裏づけを行った形跡はまったくなく憶測に基づいているものようです。

議会は個人的な感情や自己顯示欲を満足させる場ではありません。

憶測だけで出された陳情はそもそも議会運営委員会で取り上げるべきではないと考えます。

### 2. 陳情の内容について

陳情の内容は新市場開設者への謝罪文の要求等、本来の議会権限を越える範囲で行われています。

陳情者本人も自身のフェイスブック上でそう述べており、本来議会に求めるべきことではないことを認識した上での陳情と思われます。

議会に於いてはこのような陳情に貴重な時間を割くべきではないと考えます。

最後に

本陳情者は自身のフェイスブック上にて、私の委員会での発言部分映像を切り取り、今回の陳情と共に提示し個人が特定できる状況にした上で、不特定多数が閲覧可能な状態にしていました。

このような行動は私の名誉を毀損する行為であると共に、陳情に賛同してくださった605名の皆様の想いを踏みにじる行為であると考えます。

またこれは今回に限った話ではありません。

本陳情者は度々議会や委員会等の映像を加工し、自身のフェイスブックやYOUTUBE等で他者を誹謗するような内容と共に公開をしています。

本陳情者は議会モニターにも名を連ねておられます、議会中継の転載や加工は議会事務局の許可の下に行われていることなのでしょうか。

もし無断で議会の様子を転載し他者を貶めるために利用しているのであれば、議会モニターの資質にも疑問を持たざるを得ません。

この件についても本意見書をもって併せて調査・回答いただくようお願いいたします。



令和 3 年 3 月 12 日

山陽小野田市議会  
議長 小野泰様

大字小野田 3929 C-202

樋口晋也

## 陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関する陳情書

山陽小野田市議会では陳情・請願ともに市内からの要請である場合に参考人の意見陳述を実施しております。このことは市民の意見を聞くという議会改革の基本を踏まえた実効性のある施策でありその労力は多大で、議員各位の日々の研鑽に敬意を表するものです。

去る令和 3 年 2 月 25 日の産業建設常任委員会の小野田中央青果仲買人組合 組合長 [ ] 参考人の発言で、あたかも人が亡くなられた原因が特定の事業者によってそのことが起きたというような不穏な発言がありました。しかしこのことは本人からの申し出もあり議会によって議事録からは削除されることとなりましたが、[ ] 参考人からその事業者への謝罪は行われていません。このような幕引きが正当なのでしょうか。発言したもの勝ちで、その後取り消してくださいと言ったらそれで終わりというのは市民感情としては不公平感が残ります。議会が招いた責任は無いのでしょうか。そのことを「民事」の一言で片づけるのは余りにも議会は無責任ではないでしょうか。

もちろんこのような事態は開かれた議会を推進する山陽小野田市議会だからこそ出てきた課題であると承知しておりますが、今後の議会運営を考えたときに委員長権限のみに委ねるのではなく一定のルールに基づいて議事録削除等の手続きが取られることが必要ではないでしょうか。議会が市民による市民の誹謗中傷の場として利用されることは市議会の本意ではないと考えております。以上のことと踏まえ下記につきまして陳情いたします。

## 記

1. 議会における参考人による「不穏な発言の対処方法について明確にすること
2. 不適切な発言があった場合の上記 1 に関する責任の取り方について明確にすること

以上

